

大学等修学のための 経済的支援の手引き

平成 31 年 3 月

令和 5 年 7 月一部改訂

北海道総務部教育・法人局学事課

はじめに

この手引きは、各種制度をご紹介することに主眼を置き、まとめたものです。

実際に制度を活用する場合は、必ず、各自で事前に現在修学中の学校や進学希望先（大学等）、日本学生支援機構、育英団体等に直接問い合わせるか、ホームページなどで最新の情報を確認するようにしてください。

目次

1 大学等修学に必要な経費について

- (1) 高校等を卒業後の進学先 P 1
- (2) 大学等修学に必要な経費 P 1
 - (資料：学生生活調査結果) P 2

2 修学に対する経済的支援について

- (1) 経済的支援の種類 P 3
- (2) 国による高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構（JASSO）など） P 4
 - ア 国による高等教育の修学支援新制度（授業料等の減免や給付奨学金の支給）
 - イ 貸与型奨学金
 - ウ 家計が急変した学生等への支援について
- (3) 奨学金（日本学生支援機構（JASSO）以外）など P 1 5
 - ア 市町村の奨学金等
 - イ 交通遺児育英会の奨学金（無利子）
 - ウ あしなが奨学金（遺児のための奨学金）（無利子）
 - エ 民間の育英団体等の奨学金
 - オ 新聞奨学生
 - カ ひとり親家庭のための資格取得等給付金（高等職業訓練促進給付金など）
 - キ 生活保護世帯のための進学準備給付金
 - ク 児童養護施設入所者等への大学進学等自立生活支度費
 - ケ 社会的養護自立支援事業
- (4) 授業料等減免制度（国による修学支援新制度以外） P 2 1
- (5) 教育ローンや貸付金 P 2 1
 - ア 国の教育ローン（日本政策金融公庫）（利息付き）
 - イ 労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資（利息付き）
 - ウ 生活福祉資金貸付制度＜教育支援資金＞（北海道社会福祉協議会）（無利子）
 - エ 母子父子寡婦福祉資金貸付金＜修学資金及び就学支度資金＞（北海道）
 - オ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（(福)北海道母子寡婦福祉連合会）
 - カ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（(福)北海道社会福祉協議会）

キ 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度（北海道）

ク 北海道アイヌ子弟高等学校等進学奨励補助制度（北海道）

3 教育費や奨学金の返還などの相談窓口 P 2 8

(1) 奨学金実施団体

(2) 公的な相談機関

4 こころの相談窓口 P 3 0

1 大学等修学に必要な経費について

(1) 高校等を卒業後の進学先

高校等卒業後の進学先（大学等）として、次が挙げられます。

- ・大学
- ・短期大学
- ・専門学校（専修学校専門課程）
- ・高等専門学校（編入）
- ・道立高等看護学院
- ・道立農業大学校
- ・道立北の森づくり専門学院
- など

(2) 大学等修学に必要な経費

大学等の修学にあたり必要な費用は様々ですが、大きく「学費」と「生活費」の二つに分けられます。必要な経費の金額は、次を参考にしてください。

◆ 学費

- ・受験勉強のための参考書・学習塾などの費用
- ・受験料、受験のための交通費・宿泊費
- ・入学料（初年度のみ必要）
- ・授業料・施設設備費
- ・教科書代、学用品費、課外活動費、実習費、通学費 など

※ 授業料・施設整備費、教科書代等は、修学年数分の金額を想定しておく必要があります。

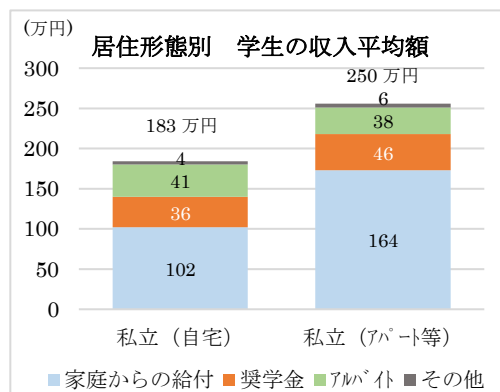
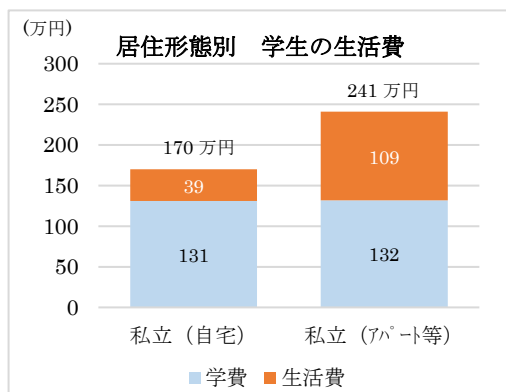
◆ 生活費

- <入学前> (一人暮らしや寮の場合)引っ越し代、家財道具代 など
- <入学後> 食費、住居・光熱水費、通信費、保健衛生費など

※ 通学費、食費等は、修学年数分の金額を想定しておく必要があります。

私立大学（昼間部）の場合を例にとると、大学生の1年間の学費、生活費などの支出や、奨学金やアルバイトなどの収入は、次のとおりです。（詳細は次ページ参照）

（独立行政法人日本学生支援機構・令和2年度「学生生活調査結果」より）



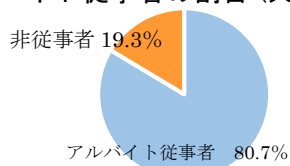
資料：学生生活調査結果

○ 居住形態別・収入平均額及び学生生活費の内訳（大学屋間部）

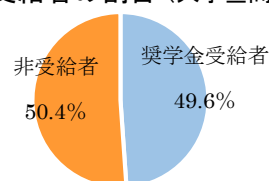
（独立行政法人日本学生支援機構・令和2年度「学生生活調査結果」より）

区分	自宅			下宿、アパート、その他			
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	
収入	家庭からの給付	589,000	518,400	1,020,400	1,164,800	981,300	1,637,100
	奨学金	181,400	252,500	356,800	317,400	436,600	464,900
	アルバイト	354,000	360,500	415,900	320,800	367,000	334,600
	定職収入・その他	29,600	28,600	36,100	50,000	40,500	60,400
	計	1,154,000	1,160,000	1,829,200	1,853,000	1,825,400	2,497,000
支出	授業料	490,000	489,400	1,033,200	487,700	486,500	1,073,500
	その他の学校納付金	10,300	19,000	151,300	8,900	17,500	162,500
	修学費	50,100	54,400	45,900	47,000	46,500	45,700
	課外活動費	20,700	11,000	16,200	26,900	13,100	23,300
	通学費	61,800	69,000	66,200	8,500	12,100	17,700
	学費計 a	632,900	642,800	1,312,800	579,000	575,700	1,322,700
	食費	80,300	72,600	86,700	288,400	265,600	267,400
	住居・光熱費	-	-	-	530,400	493,000	483,000
	保健衛生費	36,600	41,300	41,400	40,200	43,900	43,100
	娯楽・嗜好費	113,500	111,300	131,100	136,900	137,400	135,700
	その他の日常費	123,800	125,000	132,800	146,900	173,400	162,400
	生活費計 b	354,200	350,200	392,000	1,142,800	1,113,300	1,091,600
	計 (a + b)	987,100	993,000	1,704,800	1,721,800	1,689,000	2,414,300

○ アルバイト従事者の割合（大学屋間部：平均）



○ 奨学金受給者の割合（大学屋間部：平均）



（いずれも、独立行政法人日本学生支援機構・令和2年度「学生生活調査結果」より）

解説

日本学生支援機構が実施した「令和2年度学生生活調査」の結果によれば、自宅から私立大学に通学している学生の学費と生活費を合わせると1年間当たり平均で約170万円になり、4年間で約680万円が必要になると考えられます。

なお、実際の学費は、大学や学部等により異なりますので、各大学等に確認しましょう。

また、大学生の80.7%はアルバイトをしていることや、49.6%が奨学金を受給していることがわかりました。

2 修学に対する経済的支援について

(1) 経済的支援の種類

大学等への修学を希望している学生に対しては、様々な経済的支援があります。

奨学金

学生本人に対して学資金をサポートする制度です。

奨学金制度の実施団体

- ・日本学生支援機構（JASSO）
- ・地方公共団体
- ・育英団体
- ・大学等

奨学金は2種類あります。

- 給付型奨学金 … もらえるもの（返さなくてよいもの）
- 貸与型奨学金 … 返さなければいけないもの

貸与型奨学金は返す時に、利息が付かないもの（無利息）と利息が付くもの（利息付き）があります。

貸与型奨学金は、進学後に本人が月々受け取り、卒業後に本人が返すものが多いです。

解説

日本学生支援機構（JASSO）は、国が設立した、経済的理由で修学が困難な学生等に学資の貸与及び給付などの事業を行っている独立行政法人です。

ホームページ：<https://www.jasso.go.jp/index.html>

■日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話（ナビダイヤル） 0570-666-301

月曜～金曜 9時00分～20時00分（祝日・年末年始を除く）

※貸与・給付の手続きのスケジュールや、個別の提出資料に関する相談窓口は各学校になります。



授業料減免制度

入学金や授業料など学費の一部（全部）が免除される制度です。

入学試験の成績優秀者を対象とするものや、経済的理由がある者を対象とするものなど、学校ごとに様々な形態があります。

減免制度を利用したい場合は、本人が、大学等（入試課や学生支援課などの担当課）に申請書類を提出する必要があります。

教育ローンや貸付金

保護者などが金融機関などから借り入れます。

国の教育ローン（日本政策金融公庫）や金融機関の教育ローンなどがあります。

	日本学生支援機構の 貸与奨学金	教育ローン (例：国の教育ローン)
借りる人	修学する本人	保護者
返還する人	修学した本人	保護者
申込窓口	在学する学校	金融機関
審査基準	保護者の収入状況、学業成績等	保護者の収入状況等
貸与の方法	在学中に毎月定額	契約成立次第、一括で
返還開始時期	卒業後	借りた翌月から（元金据置も可能）
利息	無利息と利息付き（在学中は無利息）がある	貸付と同時に利息発生

(2) 国による高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構（JASSO）など）

ア 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象にした、国による高等教育の修学支援新制度（授業料及び入学金の減免や給付奨学金の支給）

国においては、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的（「大学等における修学の支援に関する法律」第1条）として、令和2年度から、低所得世帯の学生を対象に授業料及び入学金の減免と給付奨学金の支給を実施しています。

なお、授業料等の減免の事務は、国等による確認を受けた大学等が行い、給付奨学金の事務は、日本学生支援機構（JASSO）が行います。

【支援対象となる学校種】

国の修学支援新制度の対象となる学校は、大学、短期大学、高等専門学校（4年生、5年生）、専門学校（専修学校専門課程）です。（詳細は次表のとおり）

なお、一定の要件を満たすことを国等に確認を受けた大学等に入学・在籍している学生が対象となりますので、学校選択時などの際、国の修学支援新制度の対象となっている大学等なのか、ホームページ等で確認しましょう。

(表内の記号の意味 ○：支援対象、×：支援対象外、△：支援対象か否かが進学先ごとに異なる)

学校種別・課程		支援の可否
大 学	学部・学科	○
	通信教育課程・放送大学(※1)	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程(※1)	○
	専攻科(※2)	△
高等専門 学校	4・5年生(※3)	△
	専攻科(※2)	△
専門学校	専修学校専門課程 (※4)	○
	通信教育課程(※1)	○

(※1) 通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関らず、年に一度年額が一括支給されます。

(※2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限ります。

(※3) 高等専門学校は、4年次以上から支援の対象となります。

(※4) 高等課程、一般課程、附帯教育は対象外です。

➤ 海外の大学等は対象外です。

<国の高等教育の修学支援新制度の対象機関の公表について>

一定の要件を満たすことを国等に確認を受けた大学等に入学・
在籍している人が国の修学支援新制度の対象となります。
次のホームページに一覧を掲載しています。



北海道庁 > 総務部 > 学事課 > 大学等修学のための経済的支援情報サイト

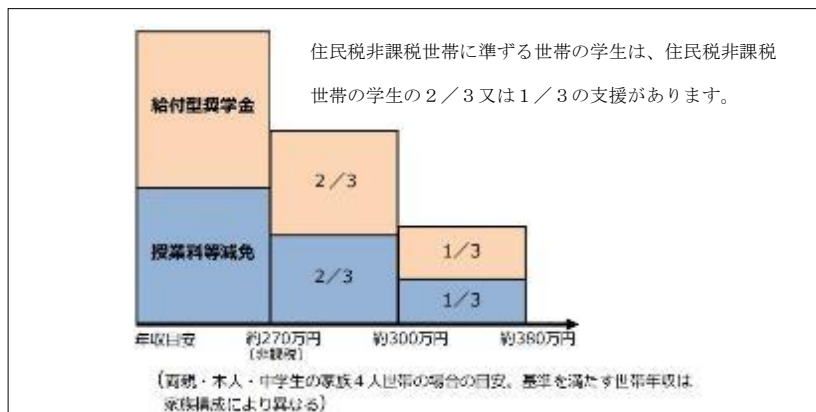
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/95213.html>

【支援内容】

- ① 授業料等減免制度の創設
- ② 給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】

住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生



【授業料及び入学金の減免額、給付型奨学金の給付額】

＜昼間制＞ 次は住民税非課税世帯の場合です。住民税非課税世帯に準ずる世帯は住民税非課税世帯の2／3又は1／3の支援があります。詳しくは、日本学生支援機構のホームページで確認してください。

		授業料減免 上限額(年額)	入学金減免 上限額	給付型奨学金の給付額		
				月額	(参考)年額	
大 学	国公立	535,800 円	282,000 円	自宅	29,200 円	350,400 円
				自宅外	66,700 円	800,400 円
	私立	700,000 円	260,000 円	自宅	38,300 円	459,600 円
				自宅外	75,800 円	909,600 円
短 期 大 学	国公立	390,000 円	169,200 円	自宅	29,200 円	350,400 円
				自宅外	66,700 円	800,400 円
	私立	620,000 円	250,000 円	自宅	38,300 円	459,600 円
				自宅外	75,800 円	909,600 円
高 等 専 門 学 校	国公立	234,600 円	84,600 円	自宅	17,500 円	210,000 円
				自宅外	34,200 円	410,400 円
	私立	700,000 円	130,000 円	自宅	26,700 円	320,400 円
				自宅外	43,300 円	519,600 円
専 門 学 校	国公立	166,800 円	70,000 円	自宅	29,200 円	350,400 円
				自宅外	66,700 円	800,400 円
	私立	590,000 円	160,000 円	自宅	38,300 円	459,600 円
				自宅外	75,800 円	909,600 円

[留意事項]

- a 授業料及び入学金は、上記金額を上限として減免されます。
- b 自宅から通学とは、学生が生計維持者（父母等）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。自宅外から通学の場合は、自宅外からの通学であることの証明書類の提出が必要です。
- c 生活保護世帯（受けている扶助の種類を問いません。）で自宅から通学する人及び児童養護施設等（※）から通学する人等の給付奨学金の給付額は次のとおりとなります。）

【大学・短大・専門学校】

国公立・・・ 33,000 円（年額 396,000 円）

私立・・・ 42,500 円（年額 510,000 円）

【高専】

国公立・・・ 25,800 円（年額 309,600 円）

私立・・・ 35,000 円（年額 420,000 円）

※ 「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。

<夜間制> 次は住民税非課税世帯の場合です。住民税非課税世帯に準ずる世帯は住民税非課税世帯の2/3又は1/3の支援があります。詳しくは、日本学生支援機構のホームページで確認してください。

		授業料減免 上限額(年額)	入学金減免上限額 (一回限り支給)
大学	国公立	267,900 円	141,000 円
	私立	360,000 円	140,000 円
短大	国公立	195,000 円	84,600 円
	私立	360,000 円	170,000 円
高専	国公立	※現在、開講されていない	
	私立		
専門学校	国公立	83,400 円	35,000 円
	私立	390,000 円	140,000 円

※給付型奨学金の給付額は、昼間制と同じ

<通信課程> 次は住民税非課税世帯の場合です。住民税非課税世帯に準ずる世帯は住民税非課税世帯の2/3又は1/3の支援があります。詳しくは、日本学生支援機構のホームページで確認してください。

私立の大学、短大、専門学校の通信課程は、次のとおり。

授業料減免上限額(年額)・・・・・・・・・・ 130,000 円
 入学金減免上限額(一回限り支給)・・・・・・ 30,000 円
 給付型奨学金の給付額(年額)・・・・・・・・・・ 51,000 円

※ 本制度の支援対象となった学生は、授業料等の減免と給付奨学金の支給を合わせて受けられます。ただし、次に掲げる給付を受けている間は、給付奨学金の支給が停止(0円)となります。

- ・ 高等職業訓練促進給付金(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
- ・ 職業転換給付金(訓練手当)(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)
- ・ 訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当(雇用保険法)
- ・ 教育訓練支援給付金(雇用保険法)
- ・ 職業訓練受講給付金(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)

【支援対象となる学生の要件】

この修学支援の措置は、自らの意欲と努力によって、大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、及び活躍することができるようになることを目指す学生を支援するものですので、高校等での成績が芳しくない場合であっても、大学等における学修意欲がレポートの提出や面談などにより確認できれば対象となる仕組みとなっています。

なお、大学等への進学後は、その学習状況に厳しい要件が課され、これに満たない場合には支援が打ち切られます。(詳しくは、日本学生支援機構のホームページ又は在籍する学校等に確認してください。)

学力基準

申し込み時点で次のいずれかに該当する必要があります。

- a 高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること
- b aに該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする学修意欲があること(学修意欲の確認は、高校等において、面談の実施又はレポートの提出等により行います。)

家計基準(収入基準、資産基準)

「収入基準」と「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。該当しない人は給付奨学金の対象となりません。詳しくは、日本学生支援機構のホームページで確認してください。

- ※1 社会的養護を必要とする者(児童養護施設等の入所者等)は、本人の所得・資産のみで判定されます。
- ※2 生活保護世帯の学生は、原則、父母及び本人の所得・資産により判定します。父母が「生活扶助」を受けていれば、非課税世帯として支援の対象となります。
- ※3 ※1※2ともに、本人に相当の所得や資産がある場合、支援が受けられない場合があります。また、学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。

高校既卒者や高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとしている(進学した)者

次のような方が支援の対象となります。

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日が2年を経過していない者(例えば、2022年3月に高校を卒業した場合、2024年度中に進学した者は対象となりますが、2025年4月以降に進学した者は対象外です。)
- ② 高卒認定試験合格者については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における学修意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないもの(例えば、2016年4月に高卒認定試験受験資格を取得し、2020年11月に当該試験に合格して、2023年度中に進学した者は対象となります。)
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学が認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに大学等へ入学したもの

■申込時期等

[大学等への進学を希望する高校3年生等]

給付奨学金の予約採用については、現在在学する高校等（卒業生の場合は、卒業した高校等）を通じて日本学生支援機構に対し、毎年4月頃から申し込みを行うこととなります。なお、進学先が未定でも申し込みが可能です。申し込みには期限がありますので、詳細は日本学生支援機構のホームページ等や高校等で確認してください。

授業料等の減免については、大学等において入学手続きなどにあわせて申し込みを行う場合もありますので、大学等に確認してください。

[在学生]

給付型奨学金については、現在在学する大学等を通じて日本学生支援機構に対し、申し込みを行います。また、授業料の減免についても、現在在学する大学等に対して申し込みますので、大学等に確認してください。

[授業料等の減免や給付奨学金の申込先や申込時期]

	授業料等の減免	給付型奨学金
進学予定者	<p>◆進学先で申込</p> <p>具体的な申込受付期間（締切等）は学校で設定されます。</p> <p>入学手続きとあわせて申込を行う場合もありますので、入学する学校が確定したら、申込方法や時期などについて、進学先からの案内を確認してください。</p>	<p>◆高校を通じて申込（予約採用）</p> <p>およそ4月から6月頃に、日本学生支援機構（JASSO）において予約申込が始まります。詳細は日本学生支援機構から高校等を通じて案内があります。</p> <p>◆進学先を通じて申込（在学採用）</p> <p>高校での日本学生支援機構（JASSO）への申込に間に合わなかった場合も含め、進学先の大学等での申込が可能です。およそ4月頃及び9月頃に申込の受付があります。詳細は、日本学生支援機構から大学等を通じて案内されますが、念のため大学等に確認してください。</p> <p>なお、4月頃申込を行った場合は4月分から、9月頃に申込を行った場合は10月分からの支給となります。</p>
在学生	<p>◆在学で申込</p> <p>学校が定める時期に申し込みしてください。申込方法や時期などについて、学校に確認してください。</p>	<p>◆在学を通じて申込（在学採用）</p> <p>およそ4月頃及び9月頃に申込の受付があります。詳細は、日本学生支援機構から大学等を通じて案内されますが、念のため大学等に確認してください。</p> <p>なお、4月頃申込を行った場合は4月分から、9月頃に申込を行った場合は10月分からの支給となります。</p>

イ 貸与型奨学金

自分で借りて、卒業後に自分で返していく奨学金です。

貸与奨学金には「第一種奨学金（無利子）」と「第二種奨学金（有利子）」の2種類があり、それぞれに採用基準があります。

【第一種奨学金（無利子）】

学力基準

- ・ 申込み時までの高等学校等の成績が5段階評価で平均3.5以上。
- ・ ただし、住民税非課税世帯・生活保護受給世帯の生徒または社会的養護を必要とする人（児童養護施設入所者等）については、この学力基準に満たなくても、学修意欲があれば申込みできます。

家計基準の目安（私大・自宅・4人世帯の場合）

- ・ 家計収入（年額）が804万円以下。
- ・ ただし、住民税非課税世帯・生活保護受給世帯の生徒または社会的養護を必要とする人（児童養護施設入所者等）については、この家計基準に満たなくても、申込みできます。

【第二種奨学金（有利子）】

学力基準

- ・ 次のいずれかに該当すること
 - a 申込み時までの高等学校等の成績が学校の平均水準以上であること
 - b 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること
 - c 学修意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること

家計基準の目安（私大・自宅・4人世帯の場合）

- ・ 家計収入（年額）が1,147万円以下

■ 申込時期

- < 予約採用 > ・ 高校3年生の夏頃に、在学する高校で申し込む
〔申込先〕 在学する高校の先生
- < 在学採用 > ・ 進学後に、進学先の学校で申し込む
〔申込先〕 進学先の学校の奨学金窓口

■ 貸与月額

第一種奨学金（無利子）

自 宅 20,000円～54,000円（月額）

自宅外 20,000円～64,000円（月額）

第二種奨学金（有利子）

（月額） 20,000円～120,000円（1万円単位）

■貸与型奨学金の返還

貸与型奨学金は、本人が借りるものであり、大学卒業後に必ず返還する必要があります。

返還方法は、「所得連動返還方式」（第一種奨学金のみ）と従来からの「定額返還方式」の2種類があり、返還は卒業後7か月目から始まり、毎月、口座から引き落とされます。

一般に奨学金の返還に当たっては、病気・災害・失業、収入が少ないなどで、返還が困難になった場合は、奨学金の返還先に願い出ることにより、救済される制度があります。

日本学生支援機構の場合は、本人の願い出により、毎月の返還額を減額し返還期間を延長したり（減額返還制度）、返還の期限を猶予する制度があります（返還期限猶予制度）。

〔日本学生支援機構〕

減額返還制度

- ・月々返還する金額を1/2または1/3に減らすことができます。
- ・減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還します。

なお、返還予定総額は変わりません。

返還期限猶予制度

- ・月々の返還を先に延ばすことができます。
- ・先に延ばした分、返還終了が先に延びます。

なお、返還予定総額は変わりません。

日本学生支援機構の奨学金の返還の詳細については、ホームページまたは奨学金相談センターに確認願います。

■日本学生支援機構のホームページ <https://www.jasso.go.jp/index.html>

■日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話（ナビダイヤル） 0570-666-301

月曜～金曜 9時00分～20時00分（祝日・年末年始を除く）



日本学生支援機構の貸与奨学金利用のポイント

- 第一種奨学金（日本学生支援機構）の猶予年限特例として採用されると、卒業後、一定の収入を得るまで返還が猶予される。
- 奨学金を申し込むときには、「機関保証」か「連帯保証人と保証人の選任」のいずれかを選択する必要がある。
- 奨学金を事前に申し込む「予約採用」と、進学先の学校で申し込む「在学採用」がある。
- 返還が3ヶ月滞ると「個人信用情報機関」に登録され、クレジットカードが発行されない、住宅ローンや自動車ローンが組めなくなるなどの可能性がある。
- 奨学生本人が災害、疾病、経済困難、育児休業中、失業等によって、返還が困難になった場合、減額返還や返還期限猶予制度があるので、まず日本学生支援機構に相談する。
- 志望校が決まっていなくても、予約申込みができる。
- 採用候補者になっても、進学後「進学届」を出さないと奨学金採用はキャンセルになる。
- 奨学金を卒業まで借りるには、毎年「継続願」を提出する。

■返還にあたっての基礎知識

用語	説明
割賦（かっぷ）方法	「月賦(げっぷ)返還」と「月賦半年賦(げっぷはんねんぷ)併用返還」の二つがあり、「月賦返還」は、割賦金（月々の返還金）を返還回数に応じて、毎月、口座から引き落とされます。「月賦半年賦併用返還」は、借用金額を月賦分と半年賦分に二分し、それぞれの金額に応じた割賦金を月賦分は毎月、半年賦分は6ヶ月毎（1月と7月）に引き落とされます。なお、割賦方法は、返還誓約書提出時に選択します。
定額返還方式	借りた総額に応じて、月々の返還額が算出され、返還完了まで定額で返還する制度です。
所得連動返還方式	平成 29 年度以降に第一種奨学金のみに採用された制度です。所得連動返還方式は、返還者の所得に応じて返還月数が決まる仕組みで、所得に応じた返還月数となるため、所得が少ない場合は少ない返還月額となります。一方、所得が多い場合は返還月額が多くなります。返還が必要な総額は決まっているため、返還月額が変わることで、返還期間も変わります。返還月額は、毎年、前年の所得に応じて、10月から翌年9月までの返還月額が決まります。
返還期間猶予	奨学生本人に返還困難な事情があるときに、願い出によって、一定期間返還期限を先延ばしする制度です。なお、返還予定総額は変わりません。（猶予の申請事由の例）傷病、入学準備中、経済困難、産前・産後・育児休業、災害等
減額返還	月々の返還額を1/2または1/3に減らして返還期間を延ばす制度です。 なお、返還予定総額は変わりません。
延滞	返還金を延滞すると、本人に対して（人的保証の場合は連帯保証人、保証人にも）、文書と同時に電話による督促があります。約束の返還期日までに返還されないと、返還金のほかに延滞金が課されます。
保証制度	奨学金の申込時に「機関保証」と「人的保証」のどちらかを選択します。「機関保証」とは、一定の保証料を支払うことにより、保証機関からの保証を受けるものです。保証料は、毎月の奨学金から差し引かれます。連帯保証人や保証人を引き受けてくれる人を探して依頼しなくても、自分の意思と責任において奨学金の貸与を受けることができます。「人的保証」とは、連帯保証人と保証人の両方を選任して保証を受けるものです。

用語	説明
長期間延滞した場合 (機関保証の場合)	延滞が続いた場合、奨学金を借りた本人に対し、日本学生支援機構が、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利息及び延滞金について返還を求めることとなります。本人が返還できない場合は、日本学生支援機構が保証機関（(公財) 日本国際教育支援協会）に、返還未済額の全額、利息及び延滞金を返還について請求を行い、保証機関が代位弁済した場合は、保証機関から本人に、代位弁済額の一括請求を行い、返還に応じない場合は、給与や財産を差し押さえられる場合があります。
長期間延滞した場合 (人的保証の場合)	長期間延滞が続くと、日本学生支援機構は民事訴訟法に基づき、奨学金を借りた本人に対し、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利息及び延滞金について一括返還を請求するとともに、支払督促を申し立てることを予告します。支払督促の予告で支払いを求めた返還期限を過ぎてもなお返還しない場合、日本学生支援機構は、裁判所に支払い督促の申立をし、仮執行宣言付支払督促の申し立てを行い、それでもなお返還しない場合は、強制執行の手続きがとられます。

解説

人的保証である「保証人」と「連帯保証人」は、その権利が大きく異なります。

「保証人」には、「催告の抗弁権」、「検索の抗弁権」、「分別の利益」の3つが認められます。

「催告の抗弁権」 ～ 例えば、債権者がいきなり保証人に請求をしてきた場合に、保証人は、まず主たる債務者（奨学金を借りた本人）に請求すべき旨を主張することができます。

「検索の抗弁権」 ～ 保証人は、主債務者に返済能力があることを示した上で、まず主債務者の財産を差し押さえるよう主張することができます。

「分別の利益」 ～ その保証人が全額を負担する意思表示をしない限りは、一人の保証人が借金全額を返済するのではなく、保証人の人数で案分した金額だけを返済すればよいことになります。例えば、日本学生支援機構の奨学金では「人的保証」として連帯保証人と保証人両方の保証を受けますが、500万円の返済金額に対し、保証人は連帯保証人を含め2人と数え、頭数で割りますので、250万円を支払えば、残りの250万円について責任を負う必要はありません。

「連帯保証人」 ～ 保証人に認められている「催告の抗弁権」、「検索の抗弁権」、「分別の利益」がなく、主債務者と全く同じ義務を負うこととなります。従って、保証人が何人いようと、連帯保証人は借金全額を返済する義務があります。

ウ 家計が急変した学生等への支援について

○ 高等教育の修学支援新制度（授業料減免・給付型奨学金）

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば支援対象とすることとされています。

家計を急変させる予期できない事由（急変事由）として、

- ① 生計維持者（学生の父母等）の死亡
- ② 生計維持者（学生の父母等）の事故・病気（による就労困難）、失職
- ③ 災害等（新型コロナウイルス感染症により家計が急変した場合も含む）

がありますが、家庭内暴力から避難するために父母等と別居している場合についても、令和4年7月1日（金）から随時採用の申請対象となっています。

家計急変の場合の特例	
申込	随時（急変事由の発生後3か月以内に申し込み）
支援開始時期	随時（認定後速やか）申請日の属する月の分から支給開始
対象者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯 ➤ 年間所得の <u>見込額</u> を基に基準額を算定
判定対象となる所得	急変事由が生じた後の所得 ➤ <u>新型コロナウイルス感染症の影響による場合は家計が急変した後の1か月程度の所得で判定</u>
支援区分の変更	3か月毎に急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

○ 貸与型奨学金

保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応しています。

	緊急採用（無利子）奨学金	応急採用（有利子）奨学金
対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者
家計基準	家計急変(失職、災害等)後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定（基準）一定年収（700～1290万円）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	家計急変(失職、災害等)後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定（基準）一定年収（870～1670万円）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合
採用時期	随時	随時
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額	通常の第二種奨学金（無利子）と同額

(3) 奨学金（日本学生支援機構（JASSO）以外）など

ア 市町村の奨学金等

学修の意欲がありながら、経済的な理由により、学費の調達が困難な人への支援を目的として、多くの市町村において、奨学金制度を設けています。無利息の月額貸与が一般的ですが、給付するタイプの奨学金を設けている市町村もあります。

なお、他の奨学金との併用を認めない市町村も多いようです。また、奨学金の返還支援制度を設けている市町村もあります。それぞれ、申込み時期が異なるほか、募集人数に限りがありますので、早めに情報収集しましょう。

<道内市町村における大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制度>

次のホームページに一覧を掲載しています。

北海道庁 > 総務部 > 学事課 > 大学等修学のための経済的支援情報サイト

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/95213.html>



イ 交通遺児育英会の奨学金（無利子）

保護者が道路上の交通事故で亡くなられたか、または、後遺障がい者になったため、働けず経済的に困っている家庭の子どもが利用できます。高校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修・各種学校の奨学金があり、月額のほかに、入学一時金の貸与もあります。最長返還期間は20年で、無利子です。

<公益財団法人 交通遺児育英会>

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-1 平河町ビル3階

奨学課 0120-521286（フリーダイヤル）

03-3556-0773

月曜日～金曜日（祝日・年末年始、創立記念日（5月2日）を除く）

9時00分～17時30分

<https://www.kotsuiji.com/>



【大学・短期大学奨学金の場合の貸与額】

月額 4万円、5万円、6万円から選択（うち2万円は給付）

交通遺児育英会の奨学金のポイント

- 1 毎年4月1日から、進学予定の高校3年生等を対象に奨学生を募集します。
また、募集人数も限られていますので、早めに情報収集しましょう。
- 2 他の奨学金との併用が可能です。ただし、他の団体が併用を認めない場合がありますので、他の団体に確認してください。
- 3 大学等の進学を支援する学生寮が東京と関西地区にあります。

ウ あしなが奨学金（遺児のための奨学金）（無利子）

保護者が、病気や災害（道路上の交通事故を除く。）、または自死（自殺）などで死亡、あるいは著しい障害で働けなくて教育費に困っている家庭の子どもが利用できます。高校、高専、短大、大学、大学院、専修・各種学校の奨学金があり、月額のほか、私立大学等へ入学する際の入学一時金の貸与もあります。最長返還期間は20年で、無利子です。

<あしなが育英会>

〒102-8639 東京都千代田区平河町2丁目7-5 砂防会館4階

<https://www.ashinaga.org/scholarship/>



【大学・短期大学奨学金の場合の貸与額等】

月額 一般 70,000円（うち貸与4万円、給付3万円）
特別 80,000円（うち貸与5万円、給付3万円）

あしなが奨学金（遺児のための奨学金）のポイント

- 1 毎年4月1日から、進学予定の高校3年生等を対象に奨学生を募集します。
また、募集人数も限られていますので、早めに情報収集しましょう。
- 2 他の奨学金との併用が可能です。ただし、他の団体が併用を認めない場合がありますので、他の団体に確認してください。
- 3 大学進学を支援する学生寮が東京と神戸にあります。

エ 民間の育英団体等の奨学金

民間の育英団体等には、返還不要の給付奨学金を実施しているところもあります。運営主体によって応募条件や給付額などは異なります。

<北海道奨学金ネットワーク>

北海道内で奨学金事業や奨学金問題に取り組む民間団体等により組織されたネットワークです。道内の高校生、大学生に対する民間団体の奨学金・一時金の情報が掲載されています。

<https://hokusyonet.jimdo.com/>

[事務局]

■ コープさっぽろ社会福祉基金

〒063-0831 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号

Tel 011-671-5719

■ 北海道新聞社社会福祉振興基金

〒060-8711 札幌市中央区大通西3丁目6番

Tel 011-210-5751



オ 新聞奨学生

新聞奨学会制度は、奨学会が学校の学費を立て替えてくれる代わりに、新聞配達で得た給与から奨学金が差し引かれた金額を受け取るシステムで、卒業後に奨学金を返還する必要がありません。通学の交通費や寮の提供があるなど住居・食事等の負担が軽くなります。また、奨学金の内容は新聞社によって違いがあります。

奨学生の日ですが、朝早くに起床し朝刊を配達、夕刊を配達するまでの空いた時間に学校に通い、夕刊を配達します。

<新聞奨学生>

朝日奨学会、読売育英奨学会、毎日育英会、日経育英奨学会、産経新聞奨学会
大阪朝日奨学会、産経新聞奨学会（大阪）があります。

カ ひとり親家庭のための資格取得等給付金（高等職業訓練促進給付金など）

<高等職業訓練促進給付金の概要>

趣旨	ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上、養成機関（大学、専門学校等）で修業する場合の生活費の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする目的で給付金を支給します。返還の必要はありません。 ※養成機関が遠隔地にあるなど特にやむを得ないと認められる場合は、通信制の利用が可能です。 ※6月以上の訓練を通常必要とする民間資格を取得する場合も給付対象とします。（令和3年度からの緩和措置）
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の親であって、児童扶養手当を受けているか又は同等の所得水準にあること。 養成機関（大学、専門学校等）において、1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。 仕事又は育児と修業の両立が困難であること。
対象資格	看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、准看護師、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、臨床検査技師、臨床工学技師、言語聴覚士、歯科技工士、診療放射線技師、はり師、きゅう師、柔道整復士、視能訓練士、義肢装具士、自動車整備士、理容師、栄養士、精神保健福祉士 ※対象資格は実施自治体により異なりますので、お住まいの市にお問い合わせください。
支給金	【高等職業訓練促進給付金】 （支給期間最大4年間） 通常年 市町村民税非課税世帯／月額 100,000 円 市町村民税課税世帯 /月額 70,500 円 最終年 市町村民税非課税世帯／月額 140,000 円 市町村民税課税世帯 /月額 110,500 円

支給金	【高等職業訓練修了支援給付金】(カリキュラム修了後に支給) 市町村民税非課税世帯／月額 50,000 円 市町村民税課税世帯 /月額 25,000 円
相談・申込先	・市にお住まいの方は、市の子育て支援担当課 ・町村にお住まいの方は、各総合振興局・振興局社会福祉課

<高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の概要>

趣旨	ひとり親家庭の雇用の安定や就職の促進を図るために、高等学校卒業認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受講する場合、これを開始したとき、修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。返還の必要はありません。
支給要件	・ひとり親家庭の親及び子であって、児童扶養手当を受けているか又は同等の所得水準にあること。 ・高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。
支給金	○通信制の場合 【講座受講開始時に受講費用の4割を支給】 上限／100,000 円 下限／ 4,001 円 【講座受講修了時に受講費用の1割(※)を支給】 (※)受講費用の5割の金額から受講開始時給付金を差し引いた額 受講開始時給付金と合わせて上限 125,000 円、下限 4,001 円 【試験合格時に受講費用の1割を支給】 受講開始時給付金及び受講修了時給付金と合わせて上限 150,000 円 ※令和5年3月31日までに講座の受講を修了したときは、支給割合や上限額が異なります。 ○通学又は通学及び通信制を併用する場合 【講座受講開始時に受講費用の4割を支給】 上限／200,000 円 下限／ 4,001 円 【講座受講修了時に受講費用の1割(※)を支給】 (※)受講費用の5割の金額から受講開始時給付金を差し引いた額 受講開始時給付金と合わせて上限 250,000 円、下限 4,001 円 【試験合格時に受講費用の1割を支給】 受講開始時給付金及び受講修了時給付金と合わせて上限 300,000 円
相談・申込先	・市にお住まいの方は、市の子育て支援担当課 ・町村にお住まいの方は、各総合振興局・振興局社会福祉課

[道の各総合振興局・振興局の社会福祉課子ども子育て支援係の連絡先]

振興局名	住所等	電話番号（直通）
空知総合振興局	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0120
石狩振興局	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5808
後志総合振興局	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1956
胆振総合振興局	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9845
日高振興局	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9477
渡島総合振興局	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9546
檜山振興局	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6654
上川総合振興局	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5990
留萌振興局	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8325
宗谷総合振興局	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2621
オホーツク総合振興局	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0696
十勝総合振興局	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-27-8704
釧路総合振興局	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9257
根室振興局	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6914

キ 生活保護世帯のための進学準備給付金

生活保護世帯で、高校等を卒業し大学等に進学する方に対して、新生活立ち上げのための一時金が支給されます。

<生活保護世帯のための進学準備給付金の概要>

対象進学先	大学、短大、専門学校（専修学校専門課程）、職業能力開発大学院の専門課程、水産大学院、海上技術短期大学院、国立看護大学院、その他要件を満たす各種学校等
支給額	進学のために転居する際は、30万円 現在の自宅から通学する際は、10万円
申請時期	合格後に入学手続きを開始した日以降、原則、生活保護世帯に属している間
相談・申込先	<u>詳細な支給の条件（対象となる方、進学先）は、担当のケースワーカーにご確認ください。</u>
世帯分離等	奨学金等を受けながら大学等に進学すると世帯分離という取り扱いになります。進学した後は、進学した方の分の生活保護費は支給されませんが、現在の自宅から通学する方の世帯については、2018年4月より住宅扶助費を減額しないこととされています。
その他	進学先等によっては、国による高等教育の修学支援新制度（授業料及び入学金の減免や給付奨学金の支給）も受けられます。

ク 児童養護施設入所者等への大学進学等自立生活支度費

児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・自立援助ホームに入所中の方、里親・ファミリーホームに委託中の方が、大学等に進学するため、その入所の措置が解除される場合に、新生活の立ち上げ費用として、児童養護施設等や里親等に対し、大学進学等自立生活支度費が措置費として支給されます。

<大学進学等自立生活支度費の概要>

対象進学先	大学、短大、専門学校（専修学校専門課程）、職業能力開発大学の専門課程、水産大学校、海上技術短期大学校、国立看護大学校、その他要件を満たす各種学校等
支給額	一般基準分： 82,760 円 特別基準分：198,540 円（両親死亡等の場合）
申請	児童養護施設等や里親等が児童相談所に申請します。

ケ 社会的養護自立支援事業

児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・自立援助ホームに入所中の方、里親・ファミリーホームに委託中の方が、18歳（措置延長の場合は20歳）到達による措置解除後に、大学等への進学に当たって継続的支援が必要な場合などに、生活費、居住費及び学習費等が支給されます。（原則22歳に達する日の属する年度の末日まで）

<社会的養護自立支援事業の概要>

対象進学先	大学、短大、専門学校（専修学校専門課程）、職業能力開発大学の専門課程、水産大学校、海上技術短期大学校、国立看護大学校等
支給額 (月額)	生活費： 11,360 円（措置されていた施設等に居住する者） 居住費： 90,000 円（里親） 397,000 円（児童養護施設） 504,000 円（児童心理治療施設） 482,000 円（児童自立支援施設） 251,000 円（児童自立援助ホーム） 183,000 円（ファミリーホーム） 120,000 円（母子生活支援施設） 採暖費： 7,270 円 学習費：特別育成費（基本分） 24,420 円 特別育成費（資格取得等特別加算） 57,610 円 補習費（一般分）20,000 円（特別分）25,000 円 大学進学等自立生活支度費 一般分 82,760 円 特別基準分 198,530 円 ※学習費は、高校在学者または卒業者に支給します。 ※児童養護施設等に四半期ごとに支給します。
申請	入所者等が施設や里親等を経由して児童相談所に申請します。

(4) 授業料等減免制度（国による修学支援新制度以外）

国による修学支援新制度では、国公立を通じた全国的な統一基準の下で、低所得世帯の学生に対して授業料等の減免が行われることとなります。

国による制度に加えて、各国公立の大学等が独自にどのような対応を行うかについては、それぞれが検討・判断することとなります。

大学等によっては、独自の授業料等の減免を実施している場合もあり得ますので、志望大学等のホームページを見てみましょう。

また、入学する学校が確定したら、進学先からの案内などを確認してください。

<奨学金や授業料減免制度の検索システム>

日本学生支援機構（JASSO）に、「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」のページがあります。「都道府県」、「学校の種類」、「制度の種類」、「奨学金の給付・貸与の種別」などの検索条件を選択し、大学や地方公共団体、育英団体等が行う奨学金制度を検索するシステムになっています。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/dantaiseido/index.html>



(5) 教育ローンや貸付金

ア 国の教育ローン（日本政策金融公庫）（利息付き）

「教育ローン」とは、大学等にかかる費用として金融機関（銀行など）からお金を借りる制度です。貸与奨学金と同じく、将来返還が必要です。

貸与奨学金と教育ローンの大きな違いは、奨学金は本人がお金を借りる制度であるのに対して、教育ローンは保護者がお金を借りる制度である点です。

このため、教育ローンは「有利子（利息付き）」が一般的で、奨学金よりも比較的高い利率が設定されています。また、借入時には、金融機関による収入状況等の審査が行われます。

一方で、多くの教育ローンでは随時申込みを受け付けており、奨学金よりも比較的早い時期に借りられるといった特徴もあります。この特徴を活かして、大学受験から奨学金が入金されるまでの間、一時的に教育ローンを利用するという方法もあります。

<「国の教育ローン」（日本政策金融公庫：教育一般貸付）の概要>

- ・融資限度額は、子ども一人につき350万円以内（留学資金は450万円以内）
- ・日本学生支援機構の奨学金と併用が可能
- ・1年中いつでも申込み可能
- ・幅広い学校や多様な使い道に対応（入学金、授業料、通学費用、パソコン代等）

- ・返済期間 15年以内
- ※ 家庭の状況や世帯収入等によっては18年以内



お電話でのお問い合わせ・資料請求
教育ローンコールセンターへお気軽にお問い合わせください。

 **0570-008656**
(ハローコール)

月～金 9:00～21:00 / 土曜日 9:00～17:00
※日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。
※ご利用いただけない場合は03（5321）8656までおかけください。

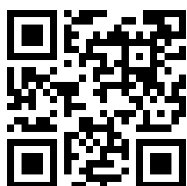
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

イ 労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資（利息付き）

奨学金は貸付開始が入学後（4～7月）であることから、入学前に必要となる入学金や前期授業料などに利用できないのが大きなデメリットになっています。そんな時に、奨学金を担保として、奨学金が貸し付けられるまでの「つなぎ融資」として利用できるのが「ろうきん」から借りられる「入学時必要資金融資」です。「ろうきん」は「労働金庫」という金融機関の略称で、北海道には「北海道労働金庫」があります。金融機関とはいっても一般的な民間銀行とは違い、労働組合や生活協同組合の組合員が出資して運営されている営利を目的としない協同組織になります。

<「ろうきんの入学時必要資金融資」の概要>

- ・入学時の進学先に支払う教育資金に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度となります。
- ・入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与されるものです。
- ・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済することになります。



<https://all.rokin.or.jp/>

ウ 生活福祉資金貸付制度<教育支援資金>（北海道社会福祉協議会）（無利子）

高校、大学、短大、専門学校への就学に際し、入学金・制服等の入学に際し必要な経費と、授業料や通学定期代等の就学経費のための貸付を行います。

<教育支援資金の概要>

対象世帯	低所得世帯
資金の種類と内容	教育支援費～授業料、学校納入諸経費、学用品、交通費等 就学支度費～入学金、制服等
連帯借受人・連帯保証人	就学者が借受人となった場合、生計中心者が連帯借受人となります。連帯借受人がいない場合、連帯保証人が必要です。
相談・申込先	お住まいの地区の民生委員・市区町村社会福祉協議会にご連絡願います。 ※合格発表前の事前申請も受付けております。申込先へご相談ください。
実施主体	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 代表 011-241-3976 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）8時45分～17時30分 http://www.dosyakyo.or.jp/seifuku_shikin/index.html



エ 母子父子寡婦福祉資金貸付金<修学資金及び就学支度資金>（北海道）

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の経済的自立を支援するとともに、扶養している子どもの福祉を増進することを目的としており、大学等就学のための貸付金として修学資金及び就学支度資金（無利子）があります。

<修学資金及び就学支度資金の概要>

貸付対象	母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子
資金の種類と内容	修学資金～高等学校、大学等に就学させるために直接必要な授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 就学支度資金～就学するために直接必要な被服等の購入に必要な資金
連帯債務者・連帯保証人	親に貸し付ける場合は児童が連帯債務者となり、児童に貸し付ける場合は親等を連帯保証人にする必要があります。
問い合わせ先	各総合振興局・振興局社会福祉課子ども子育て支援係（連絡先は18ページを参照してください。）、各市町村のひとり親家庭支援担当課（札幌市、旭川市、函館市にお住まいの方は、お住まいの市にお問い合わせください。）
その他	国による高等教育の修学支援新制度等により授業料及び入学金等が減免（還付）対象となる場合は、当該減免額等を償還していただく必要があるため、御注意ください。

母子父子寡婦福祉資金貸付金のポイント

- 1 貸付に当たっては審査を行いますので、早めに相談しましょう。
- 2 貸付金は将来返済が必要な借入金であり、償還の見通しを立てておくことが大切です。

オ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会）

ひとり親家庭のための高等職業訓練給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付けるほか、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付けます。

<ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の概要>

	高等職業訓練促進資金	住宅支援資金
貸付対象	母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者	児童扶養手当の支給を受けている者で、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者
貸付の種類及び金額	入学準備金：500,000円以内 就職準備金：200,000円以内	12月の範囲内で、入居している住宅の家賃の実費（上限／月 40,000円）
返還免除	貸付を受けている者が、次のいずれかに該当したときは返還を免除する。 1 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、道内において取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事したとき 2 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	1 現に就業していない者が、貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したとき 2 前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき
問い合わせ先	社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会	

カ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（社会福祉法人北海道社会福祉協議会）

道内の児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・自立援助ホームに入所中の方、里親・ファミリーホームに委託中の方、児童養護施設等を退所した方、里親等の委託を解除された方の自立を支援するため必要な資金の貸付を行う制度です。

<児童養護施設退所者等自立資金貸付事業（北海道社会福祉協議会）の概要>

貸付対象	<p>(1) 進学者（保護者等から経済的な支援が見込まれない方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進学を機に児童養護施設等を退所または里親等の委託を解除している ・措置延長中に進学した後、在学中に児童養護施設等を退所または里親等の委託を解除している <p>(2) 就職者（保護者等からの経済的な支援が見込まれない方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職を機に児童養護施設等を退所または里親等の委託を解除している ・児童養護施設等入所中または里親等委託中に就職した後、就労中に退所または委託を解除している ・就職者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者（以下、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」という。） <p>(3) 資格取得希望者（就職に必要な資格の取得を希望する方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等へ入所中または里親等へ委託中 ・大学等に在学中で、児童養護施設等の退所または里親等の委託解除から4年以内
<p>貸付内容</p> <p>（無利子であるが、延滞した場合は、延滞利子が年3.0%）</p>	<p>[進学者] 生活支援費 月額 50,000 円（在学期間）</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、大学等に在学する期間のうち12ヶ月について、月額 80,000 円</p> <p>※医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間は医療費の実費相当額を貸付額に追加することができる。</p> <p>家賃支援費 家賃相当額（在学期間）</p> <p>※生活保護の住宅扶助額（単身世帯の額）を限度とする。</p> <p>[就職者] 家賃支援費 家賃相当額</p> <p>※退所または委託解除後2年以内の就労期間。生活保護の住宅扶助額（単身世帯の額）を限度とする。</p> <p>※「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」は、退所又は委託解除後から求職期間を含む3年を限度として就労している期間とする。</p> <p>[新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者]</p> <p>生活支援費 月額 80,000 円（12ヶ月）</p> <p>[資格取得希望者] 資格取得に要する費用 250,000 円以内</p> <p>※児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等加算費が支弁される場合は、当該加算費を控除した額とする。</p>
貸付金の返還免除	<p>[進学者] 1 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき</p> <p>2 前号に定める就業期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき</p>

	<p>[就職者] 1 就職した日から5年間就業を継続したとき 2 前号に定める就業期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき</p> <p>[資格取得希望者] 1 就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき ※大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付を受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間引き続き就業を継続したとき 2 前号に定める就業期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき</p>
貸付金の返還	<p>次に該当する場合は、貸付金の返還が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付を受けた進学者または資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職をしなかったとき ・貸付を受けた資格取得希望者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき ・業務外の事由により死亡し、または心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
借入申込	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等に入所中または退所した方は当該児童養護施設等から、里親等に委託中または委託を解除された方は里親等から、管轄の児童相談所を経由して申請書類を北海道社会福祉協議会に提出してください。

キ 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度（北海道）

北海道内に居住するアイヌの子弟の進学を奨励するため、経済的な理由により大学又は短期大学への修学が困難な方に対して必要な資金を貸与します。

<貸付制度の概要>

貸付対象 ・条件	<p>次のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道内に居住するアイヌの子弟 ● 学校教育法に規定する大学又は短期大学に在学する方 ● 経済的な理由により修学が困難な方 ● 独立行政法人日本学生支援機構による学資貸与金、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けない方 <p>※ 入学支度金は当該年度に入学した方が対象となります</p>		
貸付額	区分	修学資金	入学支度金
	国公立の大学又は短期大学に在学する方	月額 51,000 円以内	一時金 38,500 円以内

	私立の大学又は短期 大学に在学する方	月額 82,000 円以内	
貸付利率	無利子		
貸付期間	貸付を受けている方の在学する大学・短期大学の正規の修業年限以内 (1年ごとの申請が必要)		
返済期間	卒業(退学)後 20 年以内 ➤ 一定の事由に該当するときは、返済を猶予又は減免することができます 場合があります		
連帯保証人	貸付に当たっては、連帯保証人を選定することが必要です		
問い合わせ先	各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課		

ク 北海道アイヌ子弟高等学校等進学奨励補助制度(北海道)

北海道内に居住するアイヌの子弟の進学を奨励するため、経済的な理由により専修学校・各種学校への修学が困難な方に対して必要な資金を補助します。

<補助制度の概要>

補助対象 ・条件	共通の条件		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 道内に居住するアイヌの子弟 ● 専修学校・各種学校に在学する方 ● 経済的な理由により修学が困難な方 ● 専修学校及び各種学校の修学年限が1年以上あること 		
補助額	個別の条件		
	<ul style="list-style-type: none"> ● (公財)北海道高等学校奨学会による奨学金、独立行政法人日本学生支援機構による学資貸与金、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けない方 ● 高校生等奨学給付金の給付を受けない方 ● 北海道看護職員養成修学資金貸付事業、北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付事業、北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業の貸付金の貸付を受けない方 <p>※ 入学支度金は当該年度に入学した方が対象となります</p>		
補助の期間	区分	修学資金	入学支度金
	専修学校及び各種学校に在学する方	月額 23,000 円以内	一時金 24,200 円以内
問い合わせ先	各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課		

3 教育費や奨学金の返還などの相談窓口

奨学金の返還で何か困ったこと（例えば、病気、失業など）が生じた場合は、その奨学金を借りた機関の窓口（例えば、日本学生支援機構の奨学金を借りた場合は、日本学生支援機構）にまずは相談をしてください。

奨学金を借りた機関の窓口では、返還猶予や分納などの制度を設けているところもありますので、返還者の相談に応じ、対応しています。

しかし、予定どおりに返還ができないにもかかわらず、相談や手続きをせずに、そのまま放置していると、多額の返還金をまとめて請求される、延滞利息も合わせて請求される、連帯保証人や保証人に請求が行ってしまうなど、厳しい結果を招くことになりかねません。

そうならないためにも、奨学金を借りた機関の窓口に対し、速やかな相談や手続きを行うようにしてください。

奨学金単独の問題ではなく、他の借入れも複数あるなどの場合は、次の公的な機関に相談することができます。そのほか民間の支援団体がありますので、個人の状況に応じて相談窓口を選んでください。

(1) 奨学金実施団体

奨学金の貸与を受けた時の「認定通知」や「契約書」、返還が始まる時の「返還開始通知」などの書類から、問い合わせ先を確認してください。

借りた機関	問合せ先	
日本学生支援機構	奨学金相談センター	TEL 0570-666-301 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9時00分～20時00分
大学等	各大学等の学生課等	各大学等のホームページ等で検索

(2) 公的な相談機関

ここにご紹介する相談先は、全てをカバーしたものではありません。

また、相談窓口とのトラブルについて、責任を負うものではありません。

問合せ先	
多重債務者無料相談窓口 （北海道財務局／国） 〔札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎〕	TEL 011-807-5144（借金相談専用） 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分

問合せ先	
北海道経済産業局消費者相談室 ／国 〔札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎〕	TEL 011-709-1785 (相談専用) 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10時00分～12時00分 13時00分～16時15分
日本司法支援センター 法テラス・サポートダイヤル	TEL 0570-078374 月曜日～金曜日 9時00分～21時00分 土曜日 9時00分～17時00分 (祝日・年末年始を除く)
日本司法支援センター 法テラス札幌 〔札幌市中央区南1条西11丁目 コンチネンタルビル8F〕	TEL 050-3383-5555 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～12時00分 13時00分～16時00分
日本司法支援センター 法テラス旭川 〔旭川市3条通9丁目 TKフロンティアビル6F〕	TEL 050-3383-5566 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分
日本司法支援センター 法テラス函館 〔函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F〕	TEL 050-3383-5560 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分
日本司法支援センター 法テラス江差 〔江差町字中歌町199-5〕	TEL 050-3383-5563 (要電話予約) 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分
日本司法支援センター 法テラス八雲 〔八雲町富士見町21-1〕	TEL 050-3383-8366 (要電話予約) 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分
日本司法支援センター 法テラス釧路 〔釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F〕	TEL 050-3383-5567 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～12時00分 13時00分～16時00分

4 こころの相談窓口

北海道では、新型コロナウイルス感染症の流行により、日頃の生活、学校において悩みを抱えた方々が安心して気軽に相談できる「LINE 相談」の窓口を開設しております。

- ・新型コロナウイルスが不安でストレスがたまる
- ・学校に行けない、友達や家族に相談できない
- ・仕事がなくなった、収入が減った、生活が苦しい
- ・将来が見えない、生きているのがつらい など

どんなことでもかまいませんので、日常生活や学校生活に関する悩みをお聞かせください。

問合せ先	
【LINE アカウント名】 北海道こころの健康 SNS 相談窓口	(平日・土・祝日) 18 時 00 分～22 時 00 分 (日) 18 時 00 分～翌朝 6 時 00 分 【利用方法】 次のいずれかの方法で、友だち登録をしてご利用ください。 ① QR コードを読み取る ② LINE アプリで 「北海道こころの健康相談 SNS 相談窓口」を検索



<問い合わせ先>

■ この手引き全体に関するお問い合わせは

北海道総務部教育・法人局学事課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(代表) 011-231-4111(内線 21-175)

※ それぞれの制度については、現在修学中の学校や進学希望先（大学等）、日本学生支援機構、育英団体等に直接問い合わせるか、ホームページなどで最新の情報をご確認ください。